同月過誤について

同月過誤とは、過誤申立と事業所からの再請求の審査を同じ月に行う処理です。過誤申立 分と再請求分を相殺し、差額のみの差し引きとなります。ただし、保険者によっては処理で きないところもありますので、過誤申立を行う保険者に確認してください。

- ① 同月過誤のメリット
- ・2か月で、過誤申立から給付実績の修正や請求・支払金額の調整まで完了する。 (通常過誤では4か月が必要)
- ・過誤と再請求を同時に処理するため、差額のみの調整となり、支払がマイナスになるケースを避けることができる。(通常過誤では、過誤処理を行った月の過誤金額が、事業所への支払額よりも多く、支払がマイナスになるケースが発生する場合がある。)
- ② 同月過誤を行う際の注意点

◆ 保険者が同月過誤を行う月と、事業所が再請求する月を必ず同じ月にすること

・ 同月過誤を行う月に、事業所が再請求を行わないと、通常過誤と同じ形となり、 支払額が大きく減少したり、マイナスになったりする場合があります。

(事例2) Aさんの2月サービス分における同月過誤処理

※過誤(表中③)と過誤に対する再請求(表中②)が同じ月であることが必須です。

処理 月	3月	4月	5月	6月
	2月サービス分の	3月サービス分の	4月サービス分の	
請求額	請求	請求	請求	
	Aさん 20万円	Aさん 50万	Aさん 70万	
	Bさん 30万円	Bさん 40万	Bさん 60万	
	<u>Cさん 50万円</u>	Cさん 15万	Cさん 80万	
	計 100万円	<u>Dさん 45万</u>	<u>Dさん 40万</u>	
		計 150万	計 250万…①	
			<mark>2月サービス分の</mark>	
			<mark>過誤分の再請求</mark>	
			<mark>Aさん50万円…②</mark>	
			1)+2)	
			合計 300万円	
過誤額			A さんの2月サービ	
			ス分20万円の請求	
			<mark>を過誤…③</mark>	
支払額		100万円	150万円	280万円
		(2月サービス分の	(3月サービス分の支	300万-20万
		支払)	払)	(1)+2)-3)